

令和4年2月18日

各小中学校長様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

「まん延防止等重点措置」解除後の部活動の対応について(通知)

みだしのことについて、県内の新型コロナウイルス感染症の陽性者が一定数おり、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。

「まん延防止等重点措置」解除の見通しではありますが、引き続き、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいようお願いいたします。

つきましては、貴校職員や児童生徒、保護者、関係者等へ周知し、学校HPへの掲載などお願いいたします。

記

1. 部活動の対応について

(1) 部活動について原則休止(期間：2月21日(月)～当面の間)とする。但し、下記①、②の場合はその限りではない。

① 九州・全国大会に派遣等を控えている場合に限り、学校長の許可の下、練習できる。

② 地区・県大会を控えている場合、学校長の許可の下、大会2週間前より、行うことができる。

※ 上記①、②の活動は、必要最小限の人数にて、休日は2時間以内(昼食を挟まない)、平日は90分以内(早朝練習は行わない、分散登校等により登校日以外の日に部活動のためだけに登校しない)とすること。

(2) 期間中、県内外での練習試合、合宿等の交流については、行わないこと。

(3) 県内外の大会やコンクール等の参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、学校において慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

2. 部活動における留意点

(1) 各学校においては、学校や家庭内へ感染持ち込み等の懸念もあるため、適切な感染症対策を講じ、児童生徒・保護者の意思を最優先した上で活動を行うこと。

(2) 健康観察(部活前の健康チェック表(体温測定など)の提出、手洗い・うがい・手指消毒、同居家族等に体調不良者がいない等)の徹底を継続して行うこと。

(3) 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。

(4) 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講じること。

(5) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

○スポーツ少年団の活動につきましても、上記、部活動の対応・留意点に準じた活動について依頼を発送します。

※上記の対応は令和4年2月18日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

【本件の問い合わせ】

那覇市教育委員会 学校教育課

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522